

淀川水系流域委員会 第 18 回委員会 結果概要

03.3.7 庶務作成

開催日時：2003年2月24日(月) 13:30～17:00

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 芙蓉の間

参加者数：委員 41 名、河川管理者 19 名、一般傍聴者 246 名

1 決定事項

- ・原案審議の進め方について、以下のスケジュールが確認された。
 - 2月～4月下旬：テーマ別部会が主となって意見交換
 - 4月下旬～6月：地域別部会で意見交換
 - 7月：意見書とりまとめ
- ・テーマ別部会の委員構成が決定した。なお、委員構成案(資料 5-1 参照)に一部変更(村上委員の所属を環境・利用部会から住民参加部会に変更)を加えた。
- ・テーマ別部会の設置に伴う規約改正(案)(資料 5-2 参照)が承認された。
- ・テーマ別部会の部会長が互選により、宗宮委員(環境・利用部会)、今本委員(治水部会)、池淵委員(利水部会)、三田村委員(住民参加部会)に決定した。

2 審議の概要

委員会、各部会からの状況報告

資料 1「委員会および各部会、WG の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

河川管理者からの説明と委員との質疑応答

河川管理者から資料 2-1「『淀川水系河川整備計画原案』の構成(案)」、資料 2-3-1・資料 2-3-2「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第 1 稿)』質問の回答」を用いて説明が行われた。資料 2-3-1、2-3-2 については、全体に関することを中心に回答が説明された。その後、委員から主に回答に対する再質問や確認が行われた。各分野の質問についてはテーマ別部会で質疑応答を行うこととなった。

一般意見の聴取・反映について

資料 3-1「一般意見の聴取・反映について」をもとに、今までの経緯と今後の課題が説明された後、河川管理者より資料 3-2「『河川整備計画策定に向けての説明資料(第 1 稿)』に対する意見募集等」をもとに現在実施中の説明会等の内容が説明された。その後、意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

原案審議の進め方について

資料 4「原案審議の進め方等について」をもとに意見交換が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

テーマ別部会および規約の改正について

資料 5-1「テーマ別部会について」および資料 5-2「規約の改正について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われ、「1. 決定事項」の通り決定した。なお、委員長より、「環境・利用部会は所属委員数が多いので、自然環境・水質・利用の 3 つの班に分け、部

会長代理を２名にしてはどうか」という提案があった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者２名から「説明資料（第１稿）で見直すとされている天ヶ瀬ダムについて、見直しが終了するまで関連工事も中止すべき」「提言をふまえ、余野川ダムで進んでいる関連工事を中止すべきという要望書を国土交通省に提出した。素晴らしい提言が出て、このまま工事が進んでいては意味がない」などの発言があった。

３ 主な質疑応答と意見交換

河川管理者からの説明と委員との質疑応答

河川管理者から資料２-１「『淀川水系河川整備計画原案』の構成（案）」、資料２-３-１・資料２-３-２「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第１稿）』質問の回答」を用いて説明が行われた。資料２-３-１、２-３-２については、全体に関するを中心に回答が説明され、その後、委員から主に回答に対する再質問や確認が行われた。各分野の質問についてはテーマ別部会で質疑応答を行うこととなった。

○主な質疑応答

- ・質問１に関連して、通常は、河川整備基本方針（以下、基本方針）を策定し、これにもとづいて整備計画原案をつくり、流域委員会で審議するという流れだが、本流域委員会では、基本方針にかかわる部分についても審議しているという理解でよいのか。（委員長）

→本流域委員会での審議を受けて、整備計画の方向性がある程度煮詰まった時点で、それを踏まえて、基本方針が策定される予定となっている。整備計画は今後２０～３０年で実施される河川事業の全てを示したものであるため、整備計画について議論して頂ければ、それに沿った基本方針ができると考えている。（河川管理者）

→法的には基本方針を受けて整備計画が策定される流れになると思うが、本流域委員会が基本方針にも関わっている点は非常に評価できている。（委員長）

- ・質問２への回答として「運用を検討する」とあるが、試験運用の実施も含まれていると考えてよいのか。

→当然、試験運用の実施も含めて検討する。（河川管理者）

- ・質問４に関連して、各事業費については、「個々の事業の妥当性に対する検討の過程で具体的に提示する」ということだったが、様々な事業が含まれている整備計画においては、個々の事業ではなく、横断的な観点での比較や検討が必要ではないか。概略的なものでよいので、できるだけ早い時期に、整備計画全体を網羅する表のような形で提示して頂ければと思っている。

→検討していきたい。（河川管理者）

- ・質問４との関係でお伺いするが、河川整備計画（以下、整備計画）については、行政評価法における評価の対象となるのか。また、これに基づくパブリックコメント（意見募集）を実施する予定はあるのか。

→整備計画は行政評価法における評価の対象となる。説明資料（第１稿）に記した、整備計画策定後に計画のチェックや見直しを行う組織でパブリックコメントも含めて実施していきたいと考えている。（河川管理者）

→行政評価法に関する国土交通省の方針としては、各整備局に事業評価監視委員会を設置するという通達が出されている。しかし、河川事業については、流域委員会が組織されている場合、屋上屋を架すことのないように、流域委員会で審議を頂くことになっている。（河川

管理者)

- ・質問6に関連して、この質問を出した認識として「開発にともなう補償のあり方が適切でなかったために、河川環境が悪化してきた面もあるのではないか」という思いがあった。先ほどの説明で「環境に対する補償」といったことを話されていたが、この点について、共通の認識を持っていると考えてよい。長期的な河川全体の自然環境の回復や維持を見据えた補償のあり方を考えたい。
 - 補償とは関係なく、自然環境の回復が必要だと考えている。その上で、河川整備によって漁業面への影響があった場合の補償等、個々の事例に対応していきたい。両者を整理するのは難しい。(河川管理者)
- ・質問7への回答として、「具体的な施策を行う地点を地図上に落とす」との説明があった。例示されたものは環境情報図が使われているが、環境情報図そのものを大改訂すべきと考えている。地図に落とす場合、現在の環境情報図で代用するということなのか。それとも、新たに作り直すということなのか。
 - 環境情報図で代用できるものではないと考えているので、新たに作り直したい。(河川管理者)
- ・意見12への回答として「環境の修復に生態系の多様性保全の意味も含まれていると判断しています」とあるが、「環境の修復」と「生態系の多様性保全」は必ずしも一致しない。重複するようでも「生態系の多様性保全」を盛り込んだ方がよい。
- ・質問13への回答として、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図るための具体策について、「ダム、遊水地等を含めて複数のケースが考えられますが、今後検討を進める中で複数の代替案を具体的にご説明させていただきたいと考えています」とある。下流部の無堤地区の築堤や堤防補強を行った上で狭窄部を開削するというオプションはあり得るのか。
 - 狭窄部を開削するとすれば、下流部の対策が完了してからになるが、整備計画の対象が今後20~30年であることを考慮すれば、そういったオプションには疑問符がつくのではないかと考えている。(河川管理者)
- ・質問14への回答として、「関係団体については、特定していない」となっているが、例示的にある程度示すことは可能か。
 - 特にどこかの団体を特定して考えているのではないという意味である。(河川管理者)
- ・説明資料(第1稿)には、整備計画策定後にチェックや見直しを行う組織として、「今後も流域委員会を継続していく」と書かれているが、これはこの流域委員会が20~30年継続されるということなのか。
 - 本流域委員会のことではなく、一般的な流域委員会という意味である。(河川管理者)
- ・資料2-3-1の1ページに書かれている社会資本整備審議会についてお聞きしたい。
 - 従来の河川審議会や道路審議会などの9審議会が統合されたもので、国土交通省設置法で位置付けられている。河川法の中では、基本方針を策定する時に社会資本整備審議会の意見を聴くことが位置付けられている。(河川管理者)

一般意見の聴取・反映について

資料3-1「一般意見の聴取・反映について」をもとに、今までの経緯と今後の課題が説明された後、河川管理者より資料3-2「『河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』に対する意見募集等」をもとに現在実施中の説明会等の内容が説明された。その後、意見交

換が行われた。

○主な意見

- ・先日参加した説明会では、文書での質問に対する回答が主で、参加者の生の声を聞くことができていなかった。参加者との質疑応答や意見交換の時間を確保すべき。
- ・テーマ別、年齢別、少人数の対話形式、利害の相反する人たちとの議論など、河川管理者も様々な形での意見聴取を試みて委員会に報告して欲しい。
- ・住民と河川管理者とのやりとりだけでなく、意見を発表された方同士でも意見交換すべき。立場の違う人の意見を知ること、議論が深まっていくだろう。
- ・沿川自治体に個別に説明をされているとのことだが、自治体によって、参加している部局に偏りが見られる。農林や都市計画関連の部局などにも幅広く呼びかけているのか。
→様々な部局から参加が得られるよう要望は出している。今後、より多方面の部局が参加していただけるのではないかと期待している。（河川管理者）
- ・住民だけが匿名で意見を言うのはおかしい。個人が責任をもって、名前と所属を載せて具体的に意見を言うようにしなければ、同じ土俵で対話はできない。
- ・地域住民に対する説明会では、河川整備によってその地域がどう変わっていくのかを示すなど、その地域の実情に即したわかりやすい説明をお願いしたい。
- ・一般意見の聴取・反映に関しては引き続き住民参加部会で検討し、できるだけ早く河川管理者の参考になる様にまとめて示す必要がある。（委員長）

原案審議の進め方について

資料4「原案審議の進め方等について」をもとに意見交換が行われ、上記「1．決定事項」の通り決定した。

○主な意見

- ・委員会が提出する意見書はどのようなものか。また、整備計画との関係はどのようなものか。
→意見書は、整備計画原案の内容に対して、主に提言との相違点を検討し、委員会として意見をとりまとめたものだと考えている。（委員長）
→我々は提言を踏まえて説明資料（第1稿）を作成したつもりであり、現在、流域住民、自治体、委員会からの評価を待っている段階にある。頂いた様々なご意見をできるだけ整理した上で整備計画に反映させたいと考えている。（河川管理者）
- ・説明によると、委員会や部会での審議に合わせて、原案も進化していくとのことだが、意見書とりまとめの7月の時点で、すでに流域委員会の意見が十分に反映された原案が完成となっていた場合、それに対する意見書とはどのようなものと考えればいいのか。
→7月に提出する予定の意見書は、それまでの議論を皆まとめて、意見書の形にすると考えている。（委員長）
- ・今後、整備計画原案はどのような内容、スケジュールで示されるのか。
→現在の説明資料（第1稿）を原案と考えてもらって良い。今後、これが第2稿、第3稿となり、整備計画に到達できると思っている。第1稿に我々が整備計画で考えている範囲がすべて網羅されている。（河川管理者）
→原案審議では、提言では記述しなかった具体的な事業についての検討が必要である。例えば、説明資料（第1稿）には「応急的堤防強化延長〇〇km」とあるが、どのような構造でどのような断面になるのかが具体的に示されなければ、具体的な意見を

- 出しにくい。今後、より具体的な内容が提示されるのか。
- 具体的な事柄については、今後のやりとりの中で示したい。（河川管理者）
 - 基本的な事項については、今後、河川管理者から具体的に示されることになるが、細かい部分については個別の事業実施計画段階での話になるだろう。（委員長）
 - 説明資料（第1稿）では、「検討」「見直し」と抽象的に表現されている箇所が多く見られるが、原案では検討した結果が示されるのか。また、具体的な事業の是非についても示されるのか。
 - 説明資料（第1稿）の中で「検討」としている事業について、原案の段階で検討した結果が示される事業もあれば、「検討」のままの事業もある。以前ご説明したように、「検討」と記した事業については、「実施」になる段階において、再度、地域住民や流域委員会に意見を聴いたうえで、整備計画に位置付けられることになる。（河川管理者）
 - 「こういう原案が出てこないと必要な議論ができない」と委員会や部会が一致した場合は、委員会の権限として河川管理者に「出しなさい」と言うべき。そのような積極的な考え方で今後議論を進めていくことが大事だろう。
 - 第2稿、第3稿の内容とスケジュールを概略でよいので出してほしい。テーマ別部会が始まって今この資料では提言と同じ程度の議論しかできないと思う。
 - ・現在もダムの関連工事が進行中だが、ダムの見直しについて審議している間も継続して工事が行われるのか、結論が出るまで待機するのかなどについても、第2稿、第3稿の中で示されるのか。
 - ダム以外の事業も含めて、以前の委員会で、「この流域委員会の審議中には、新しい段階には入らない」と説明したとおり、その範囲内での工事が行われている。ダム計画については、水需要の精査確認を行って、できるだけ早い段階で示したい。（河川管理者）
 - ・ダムについて、意見書とりまとめの目標としている7月までに結論が出るのか。
 - ダムについては、できるだけ早く示したいと努力しているが、5つあるダムでそれぞれ状況が異なるということもご理解頂きたい。（河川管理者）
 - ・説明資料(第1稿)を見ると、例えば水需要管理について、こちらが提言で示したことと同じ意味合いの言葉を使っているが、内容が違う印象を受けた。水需要管理に限ったことではないが、提言に書かれている理念を河川管理者が具体化する時点で、ズレが生じているのではないかと。理念形と具体の施策との整合を各部会で議論して頂きたいが、2ヶ月間で具体的な資料やデータを用いた審議を行って結論が出せるのか、心配だ。
 - 必要な資料を河川管理者に要求するなどして、テーマ別部会で積極的に議論して頂きたい。ただし、現段階では決定できないことも多くあるため、整備計画策定後のフォローのための委員会で継続して検討すべき課題として残しておくことも含めて、様々な検討を行って頂きたい。また、7月までに意見書をまとめる予定となっている。これは目標であり、延びる可能性も考えられるが、余り延ばさず集中的に進めたい。（委員長）

テーマ別部会および規約の改正について

資料5-1「テーマ別部会について」および資料5-2「規約の改正について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われ、「1．決定事項」の通り決定した。

○主な意見

- ・住民参加部会と治水部会を兼務している人がいない。必要ではないか。
→所属していない部会にも参加可能であり、必要に応じて部会長が出席を要請することもできる。心配する必要はないと考えている。（委員長）
- ・3月27日は2部会ずつ同時開催の予定となっているが、複数のテーマ別部会に所属している委員がいずれの部会にも参加できるように配慮して頂きたい。

委員長より、「環境・利用部会は所属委員数が多いので、自然環境・水質・利用の3つの班に分け、部会長代理を2名にしてはどうか」という提案があった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。主な意見は次の通り。

- ・説明資料（第1稿）で見直すとされている天ヶ瀬ダムの再開発について、集中的に議論して頂きたい。また、見直しが終了するまで、現在も進行中の関連工事を一旦中止すべきだ。
- ・先日、提言をふまえ、余野川ダムで進んでいる関連工事を中止すべきであり、この点に関してお返事を頂けるよう、国土交通省および猪名川総合開発工事事務局に要望書を提出した。後日、猪名川総合開発工事事務局からホームページ上で回答させて頂きたいとお返事を頂いたが、きちんと文書にてご回答頂きたいと思う。素晴らしい提言が出て、関連工事が進んでいては意味がない。

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。